

県からのお知らせ

花粉発生源対策について

～スギ人工林の伐採・植替えの促進～

国では、昨年度、花粉症対策として、花粉の発生源であるスギ人工林の面積を一〇年後の令和一五年度までに全国で約二割減少させる目標を掲げました。

県は、循環型林業の取組を通じて国の花粉発生源対策に貢献していきます。本稿では発生源対策のうち根本的な対策であるスギ人工林の伐採・植替えについて、紹介します。

○花粉症対策に係る国の方針

国では、令和五年五月三〇日に開催した「花粉症に関する関係閣僚会議」において、スギ花粉症対策として、①花粉発生源対策②飛散対策③発症・曝露対策の三本柱を決定しました。

三本柱のうち①花粉発生源対策としては、全国で「スギ人工林伐採重点区域」を設定し、スギ人工林の伐採・植替え等を加速化させ、花粉の発生源であるスギ人工林の面積を一〇年後の令和一五年度までに全国で約二割減少、さらに約三〇年後には花粉発生源を半減させる目標を掲げました。

○県における花粉発生源対策

県では、令和三年度に策定した「新潟県森林・林業基本戦略」に基づき、循環型林業を確立するため、主伐・再造林を推進しています。

国が掲げた花粉発生源対策を踏まえ、県においても、県産の花粉の少ないスギ苗木供給体制づくりを急ピッチで進めているところであり、スギ人工林の主伐と花粉の少ない苗木等による再造林を進めていきます。

○スギ人工林伐採重点区域について

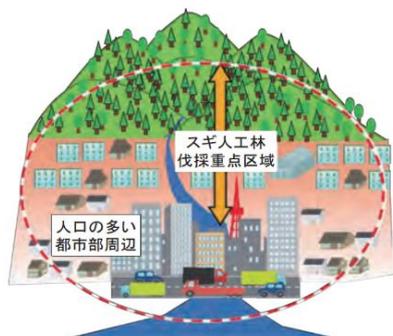
国は、令和五年一二月にスギ花粉発生源対策推進方針を改正し、各都道府県がスギ人工林の伐採・植替えを重点的に実施する「スギ人工林伐採重点区域（以下「伐採重

点区域」という。）を設定することとしました。

これを受けて県では、人口の多い新潟市、長岡市、上越市等を中心とした県内二九市町村で、合計二二、五八七haのスギ人工林を伐採重点区域に設定したところです。

伐採重点区域

域に設定されているスギ人工林では、後述する伐採・植替えに係る国の補助事業を活用することができます。



スギ人工林伐採重点区域のイメージ

○スギ人工林の伐採・植替えに係る国の補助事業

① 林相転換特別対策（民有林造林事業）

地方公共団体と森林所有者等との一〇年間の協定に基づき、スギ人工林の伐採から花粉の少ない苗木等への植替えを、一貫作業システム（伐採から植替えまでを低コストで一体的に作業すること）により実施する場合、伐採から植替えまでの作業に係る経費を補助します。（表を参照）

② 花粉の少ない森林への転換促進事業

「主伐・再造林」に係る森林経営計画が策定されておらず、主伐が予定されていないスギ人工林において、伐採・植替えを促進するため、林業経営体による森林所有者への働きかけに係る植替活動金（杉あたり一二万円）と森林所有者へ植替促進費（杉あたり最大三五万円）を交付します。（表を参照）

○おわりに

花粉の少ないスギ苗木の需要が全国的に急増し、県産苗木の安定供給が見込まれる令和九年度頃まで、需要に対して供給が不足する可能性があります。

森林所有者、林業事業体の皆様におかれましては、それまでの間、広葉樹植栽予定地の前倒しや植替樹種の広葉樹等への切り替えを検討していただければ幸いです。

○問い合わせ先

林政課県産材振興室県産材育成係
電話〇二五―二八〇―五三二五

○本稿に関連する県のホームページ



表 スギ人工林の伐採・植替えに係る国の補助事業

事業名	①林相転換特別対策 (民有林造林事業)	②花粉の少ない森林への転換促進事業
事業要旨	スギ人工林を伐採し、花粉の少ない苗木等※への植替えを行う一貫作業に対する経費を補助	「主伐・再造林」に係る森林経営計画が未策定のスギ人工林において、花粉の少ない苗木等※への植替えを促進することに対する協力金等を交付
交付対象者	林業事業体、市町村等	林業経営体、森林所有者
交付金額	一貫作業によるスギの伐採、地拵え、再造林に係る経費 約200万円/ha ^注 注) 実施主体や搬出材積、植栽樹種等の条件により交付金額は変動します。	【植替活動金】 林業経営体に対して、12万円/ha (森林経営計画策定後に交付) 【植替促進費】 森林所有者に対して、 伐採方法に応じて最大35万円/ha (伐採終了後に交付)
要件	○スギ人工林伐採重点区域内で実施 ○地方公共団体と森林所有者等と10年間の協定締結 ○花粉の少ない苗木等※を植栽(2,000本/ha以下) ○伐採面積は0.1haから概ね2.5haまでなど	○スギ人工林伐採重点区域内で実施 ○「主伐・再造林」に係る森林経営計画未策定の森林で実施 ○花粉の少ない苗木等※の植栽を計画 ○林相転換特別対策との併用可能 ○森林整備地域活動支援交付金との併用は不可 など
申請先	新潟県（民有林造林事業と同様）	新潟県森林組合連合会

※花粉の少ない苗木等：①スギ・ヒノキでスギ花粉発生源対策推進方針に記載された品種（無花粉・少花粉・低花粉・特定母樹）から採取された種穂から育成された苗木
②広葉樹苗木（花粉発生源となるカバノキ属及びハンノキ属を除く）
③カラマツ、アカマツ、トドマツ等の花粉発生源とならない針葉樹苗木